

公告第 9 号

長野県市町村職員共済組合貸付規則の一部改正について

長野県市町村職員共済組合貸付規則の一部を次のとおり改正することについては、地方公務員等共済組合法第 10 条第 2 項の規定により、平成 30 年 5 月 2 日付けで理事長において専決処分したので公告する。

平成 30 年 5 月 2 日

長野県市町村職員共済組合  
理事長 羽 田 健一郎

長野県市町村職員共済組合貸付規則の一部を改正する規則

長野県市町村職員共済組合貸付規則(昭和 46 年制定)の一部を次のように改正する。  
第 5 条第 1 項第 5 号中「施行令第 23 条の 3 の 3」を「施行令第 23 条の 3 の 2」に改める。

附 則

この規則は、公告の日から施行し、平成 29 年 8 月 1 日から適用する。